

(仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業
(仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価方法書に関する補足資料

<補足資料内容>

15	照明器具における誘引特性の小さい光源の検討について.....	1
16	生物多様性の現地調査について.....	1
17	廃棄物・建設発生土について.....	5
18	水質・底質について.....	19
19	土壌について.....	21
20	文化財等の選定について.....	24

令和4年1月

15 照明器具における誘引特性の小さい光源の検討について

対象事業実施区域内に配置する街灯を含めた照明器具については、ご指摘頂いた内容や調査、予測及び評価の結果を踏まえ、昆虫類の誘引特性が小さい光源を使用すること等を検討し、準備書にて示します。

16 生物多様性の現地調査について

(1) 囲障区域内の調査について

① 昆虫類の調査地点

横浜市環境影響評価審査会（以下、「審査会」といいます。）（令和3年度第16回）の補足資料5番で示した昆虫類のトラップ調査地点は、囲障区域内に見られる環境（樹林（低木林）、草地、人工構造物）も網羅した調査地点となっており、審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番で示した調査地点で当該地域に生息する種はある程度網羅出来ていると考えておりました。

一方で、ご指摘頂いたように囲障区域外には見られないオギ群落が囲障区域内には分布している等、若干の環境の違いがあることを踏まえ、囲障区域内の樹林環境（低木林）、草地環境（オギ群落）の2地点を追加し、ベイトトラップ法及びライトトラップ法による調査を実施します。

昆虫の調査地点は、図16.1に示すとおりであり、ご指摘頂いた内容を踏まえ、審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番に示した調査地点のほか、st-6及びst-7を調査地点として追加します。

② 鳥類の調査地点

鳥類（ラインセンサス）の調査地点は、図16.2に示すとおりであり、ご指摘頂いた内容を踏まえ、審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番に示した調査地点のほか、L-2のラインセンサスを延長し、囲障区域内の樹林環境（低木林）、草地環境（オギ群落）もさらに網羅できるように設定いたします。

③ 水生生物（底生動物）の調査地点

水生生物（底生動物）の調査地点は、図16.3に示すとおりであり、ご指摘頂いた内容を踏まえ、審査会（令和3年度第16回）の補足資料5番に示した調査地点のほか、囲障区域内の防火水槽等として、st-5を調査地点として追加します。

④ 動物全調査項目の調査地点

動物全調査項目で実施する直接観察・採取は、立ち入り禁止区域である囲障区域内を含む深谷通信所跡地全域及びその周辺（方法書P6-4 図6.2.1参照）を対象として踏査を行います。なお、実際の踏査ルートは、準備書にて示します。

表 16.1 昆虫類調査地点（トラップ位置）の概要

地点	地点の概要	対象とする環境	
審査会 (令和3 年度第 16回) 補足資 料5番 記載の 調査地 点	st-1	調査地域の林縁環境を代表する地点。周辺の樹林（クヌギーコナラ群集）及び芝地や草地に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。地点の北側には湧水地、東側には河川（水路）が存在する。	①、②、④、⑤
	st-2	調査地域の草地～樹林に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。地点の西側には河川（水路）が存在する。	①、③、④
	st-3	草地環境を代表する地点で、低茎～高茎草地周辺に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	②、③
	st-4	調査地域北東部に存在する湿性草地周辺（春夏季のみ）に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	④、⑤
	st-5	調査地域南側に存在する落葉広葉樹林内に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	①、⑤
追加調 査地点	st-6	オギ群落が生育する多少湿った環境に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	③
	st-7	囲障区域内に存在する落葉広葉樹林内に生息する飛翔性昆虫・地表徘徊性昆虫を確認できる。	①

調査地域の代表的な環境：①小規模樹林地 ②芝地、畑地、耕作放棄地等の低茎草地 ③高茎草地
④湧水地等の小規模水域 ⑤住宅地



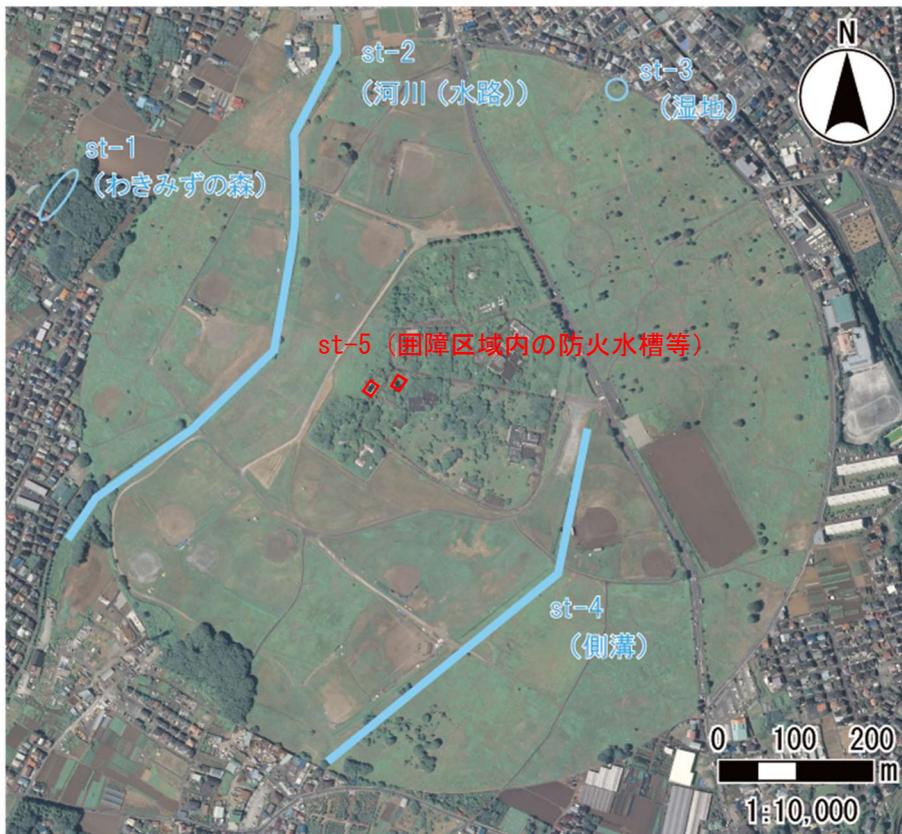
※ ● : 補足資料5番で示した調査地点 ● : 追加調査地点

図 16.1 昆虫類調査地点（トラップ位置）の位置



※ ● ■ : 補足資料 5 番で示した調査地点 ■ : 追加調査地点

図 16.2 鳥類調査地点の位置



※ ■ : 補足資料 5 番で示した調査地点 ■ : 追加調査地点

図 16.3 水生生物調査地点

(2) 草地環境に分布する湿地への留意について

現地調査の際は、意見書の内容も踏まえ、図 16.1 の st-4 のような、当該地域の草地環境内に見られる湿地環境についても見落とさずに調査し、それらの環境に生息・生育する動植物についても把握に努めます。

(3) 草刈り前後の確認種の変化把握について

堤防での草刈りの事例ではありますが、「生物の生息に配慮した堤防の草刈り手法の検討」(洲崎・田中 2004 矢作川研究 No.8 : 149~169)において、生物の生息環境の維持に適した草刈り手法の検討として、無刈区と刈取区(草刈りは夏季(7月)、秋季(10月)の2回)での昆虫類の確認種数の比較が行われていました。調査の結果、科によって増える種、減る種はあるものの、全体としては「刈取区と比較して無刈区の方が確認種が多い傾向であった」という知見が得られています。

文献の結果を踏まえると、草刈り前の環境が最も多くの種が生息している定常時の環境であり、このタイミングで調査を実施することで、当該地域の昆虫類相が把握出来るものと考えられるため、出来る限り草刈り前のタイミングで調査を行うことが望ましいと考えます。

一方で、対象事業実施区域における市管理地、国管理地で実際行われている草刈の実施頻度は以下に示すとおりです。

市管理地：随時実施(草丈15cm未満を維持)。中央広場は年6~7回実施。

国管理地：年2回実施(6~8月と9~11月)。

市管理地は、頻繁に草刈を実施していることから、草刈前後の生物相の違いは少ないと考えられます。

また、国管理地は年2回の実施ですが、草刈の対象範囲が広く、1回の草刈を2~3ヶ月程度かけて実施しています。そのため、草刈り期間中に長い草丈が出現し、短い草丈と混在した環境になると考えられます。

以上より、対象事業実施区域全体を草地環境として鑑みれば、草刈り前後による生物の生息環境の大きな変化は、同一の調査日によっても確認することができるため、同一の調査日にて草刈り前後の調査を行います。なお、草刈り前か後かを場所毎に調査の記録として残すことで、草刈り前後の生物相の比較も出来るように努めます。

また、供用後は、調査結果を踏まえ、エリアによって草刈り頻度を工夫するなど、多様な草地環境を確保する管理を検討し、草地環境の維持について、準備書に示します。

(4) 草地の保全エリアの設定について

現在、施設配置計画及び施工計画を検討している段階です。

長期にわたる工事による段階的な整備の中で草地の保全エリアの設定等についても今後検討し、施設配置計画及び施工計画と併せて準備書にて示します。

(5) 定点カメラの活用に関する有効性について

定点カメラを活用した調査として、哺乳類を対象に、獣道や哺乳類の移動が考えられる環境（樹林内等）に自動撮影カメラを設置し、夜間に活動する中型哺乳類の生息状況について把握します。

なお、鳥類に関しては、繁殖時における巢内の状況等を把握するのに活用する場合は非常に有効かと考えますが、今回のように当該地域の鳥類相を把握する場合は、目視による確認が最も有効であると考え、定点カメラの活用は行いません。

17 廃棄物・建設発生土について

(1) 取り扱われた廃棄物の種類について（管理型廃棄物ではないか）

所管部署に確認したところ、西側、南側の産業廃棄物最終処分場はどちらも安定型最終処分場として設置されたものであるため「燃え殻、布、木片」等の搬入を可としたものではなく、また、当時安定型最終処分場に対しては立入調査等により安定型以外の廃棄物の混入が認められた場合、必要な措置を講じるよう指導していたとのことです。

一方で、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインにおいて、安定型埋立地のうち、管理型廃棄物が混入した廃棄物埋立地は「管理型混入安定型埋立地」と定義されていることから、本最終処分場は安定型ではなく、管理型混入安定型として調査を実施していく計画としています。方法書やこれまでの補足資料に記載の調査方法は、管理型混入安定型に必要な調査を満たしていると考えています。

なお、ご指摘のありました「建設廃材」「鉋さい」に対する所管部署の判断は以下に示すとおりのことです。

【建設廃材】

産業廃棄物最終処分場が運営されていた当時から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」といいます。）施行令第2条第2号には「木くず」という分類がありました。「建設廃材」は同施行令第2条第9号（現在は「がれき類」）を指したものであり「木くず」を含むものではないと判断しております。

【鉋さい】

産業廃棄物最終処分場において「鉋さい」（鋳鉄に用いた鋳物砂）は「廃掃法」に定める産業廃棄物処分業の許可品目でした。

当時の「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」第1条第1項第5号において「公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な措置を講じた廃棄物」のみの埋立地については遮水工や水処理施設の設置を不要としており、通知（昭和53年7月1日環産第24号）では鉄鋼業の鉋さいをこれに該当するとしています。

(2) 産業廃棄物最終処分場の構造（断面図等）

西側、南側の産業廃棄物最終処分場の断面図は次ページ以降に示すとおりです。

【図 17.2】西側の産業廃棄物最終処分場平面図

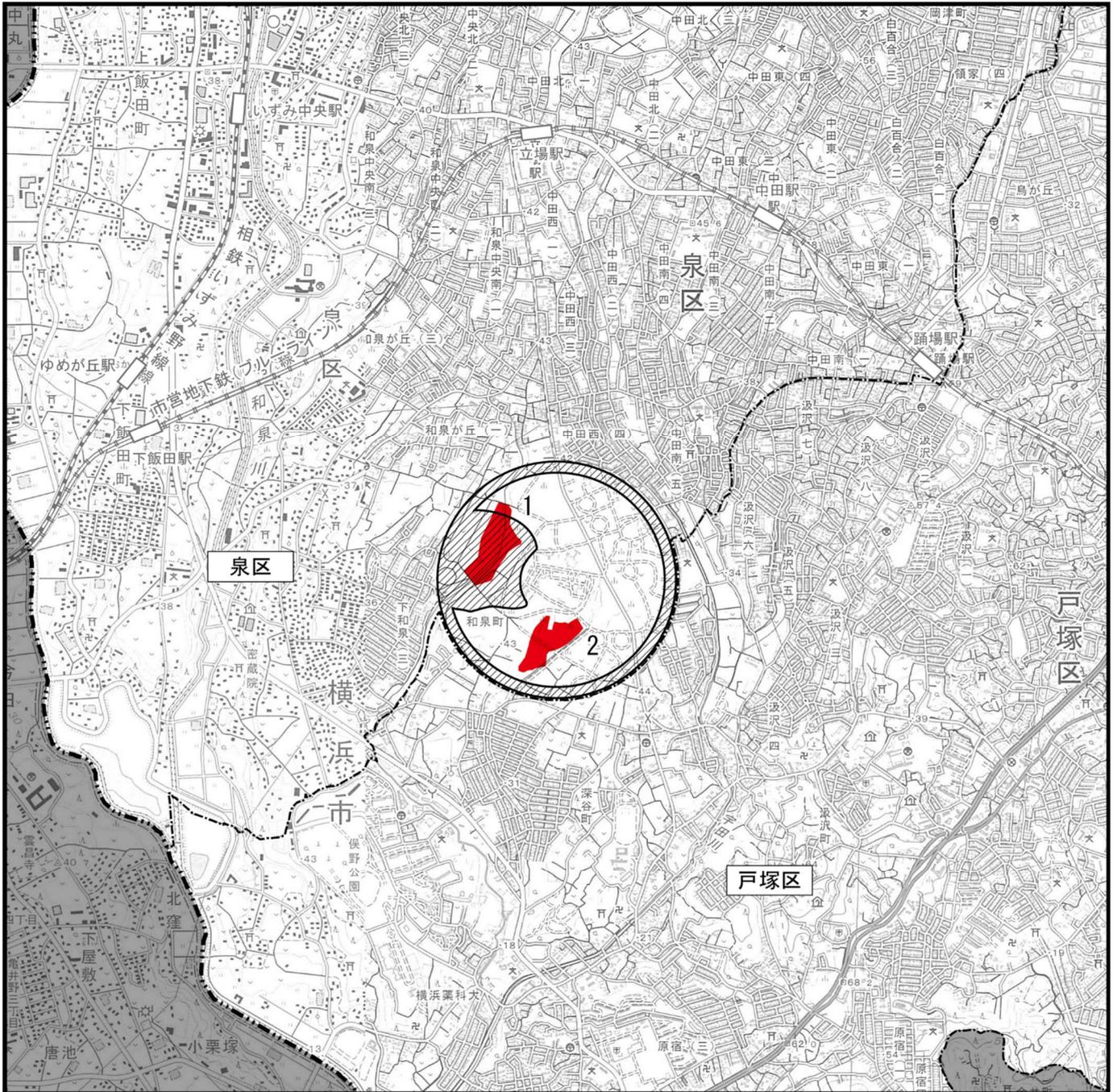
【図 17.3 (1) ～ (6)】西側の産業廃棄物最終処分場断面図

(1) は各工区断面図、(2) は平面図中 D～G 断面図、(3) ～ (6) は平面図中①～⑯の断面図

【図 17.4】南側の産業廃棄物最終処分場平面図

【図 17.5】南側の産業廃棄物最終処分場断面図

注1：西側の産業廃棄物最終処分場が図 17.1 の 1 の処分場、南側の産業廃棄物最終処分場が同図の 2 の処分場を示します。



凡例

-  : 対象事業実施区域 (墓園整備事業)
-  : 市境
-  : 区境
-  : 産業廃棄物最終処分場の指定区域



0 250 500 1,000
m

1:25,000

資料：「平成 30 年度深谷通信所跡地利用事業化検討業務委託 報告書」
(横浜市政策局基地対策課、平成 31 年 3 月)

図 17.1 産業廃棄物最終処分場の指定区域

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

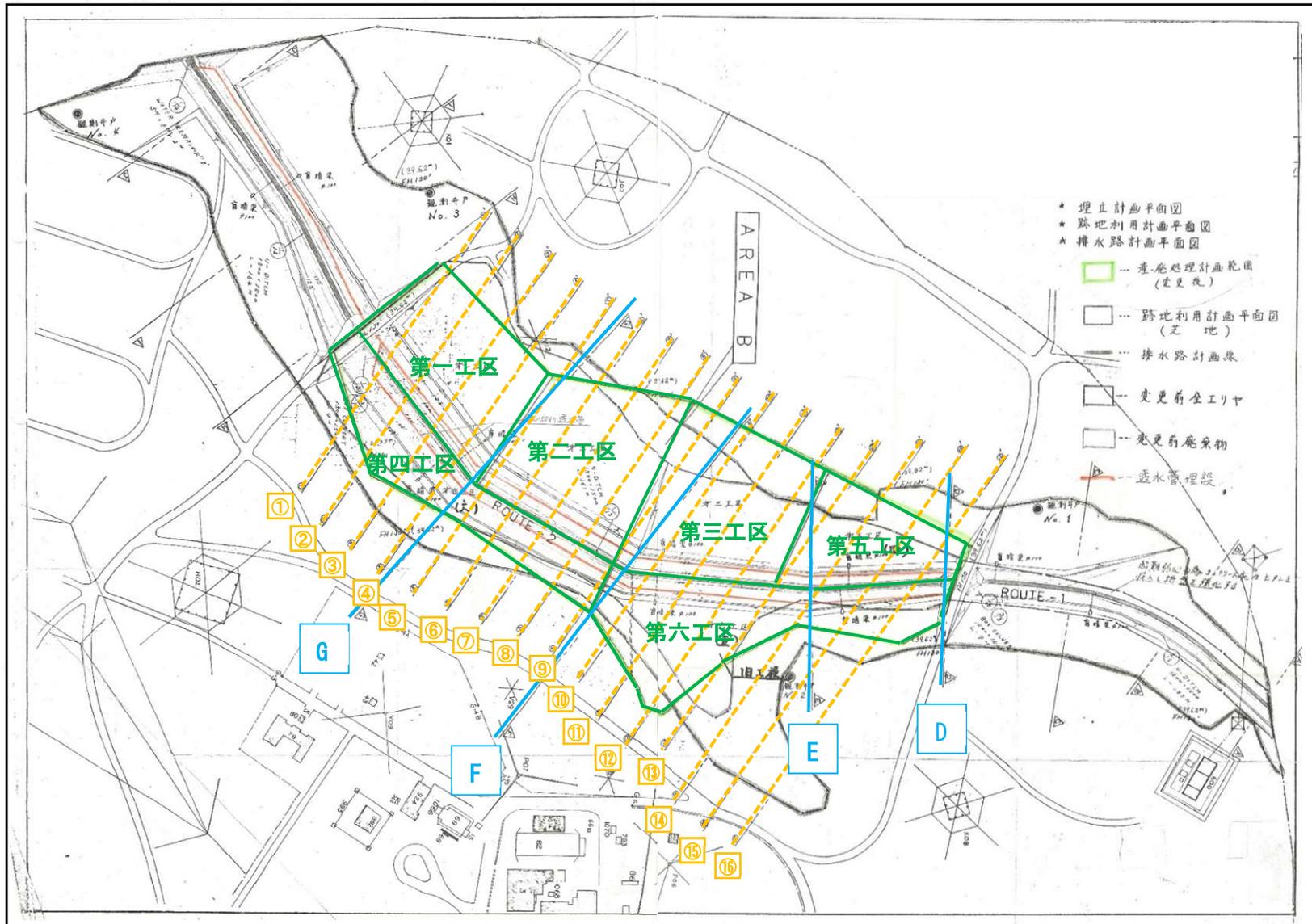


図 17.2 西側の産業廃棄物最終処分場平面図

引用：産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書（平成 17 年 3 月 30 日受理）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

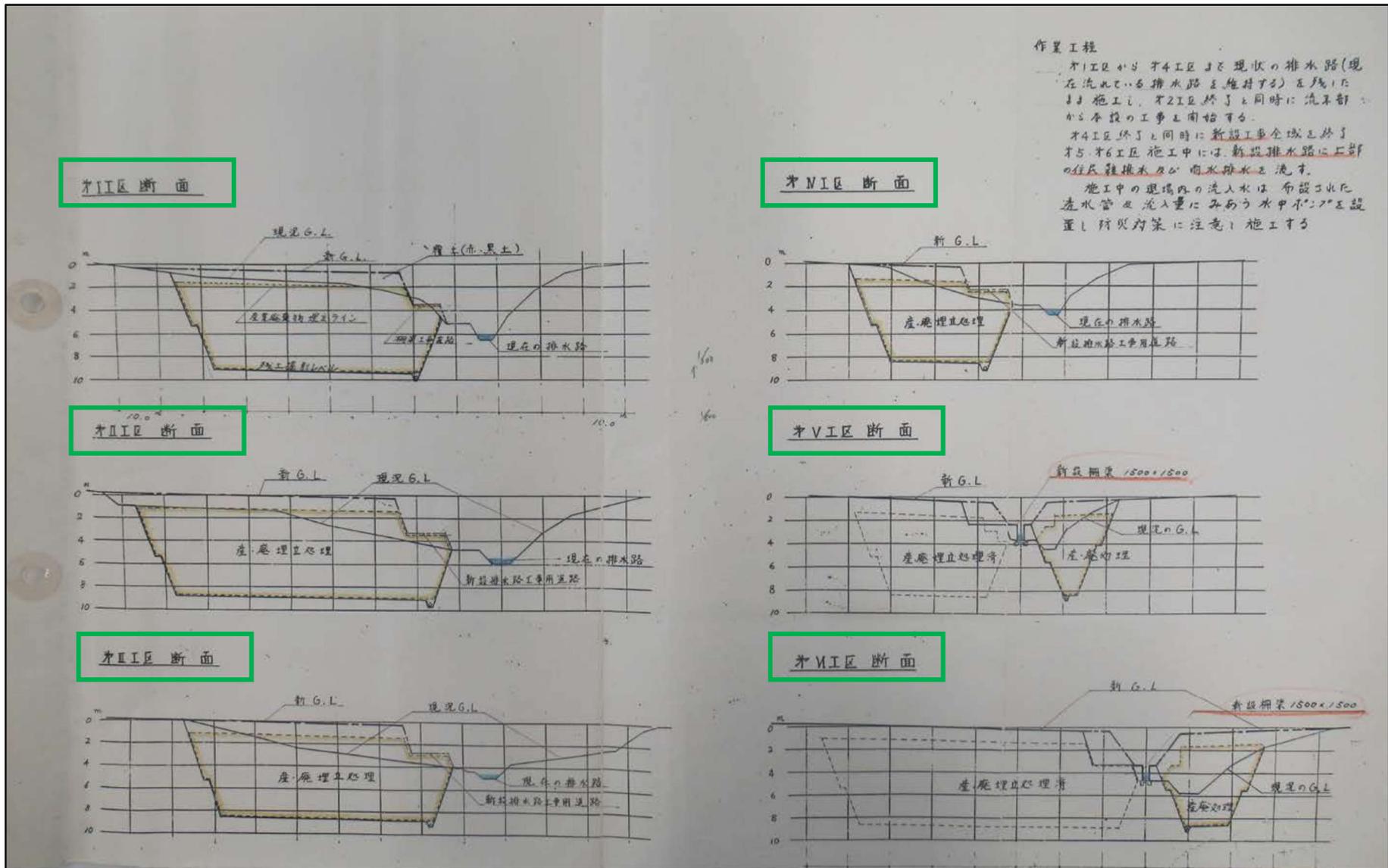


図 17.3 (1) 西側の産業廃棄物最終処分場断面図 (工区別施工ステップ図)

引用：産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置届（昭和 58 年 1 月 31 日受理）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

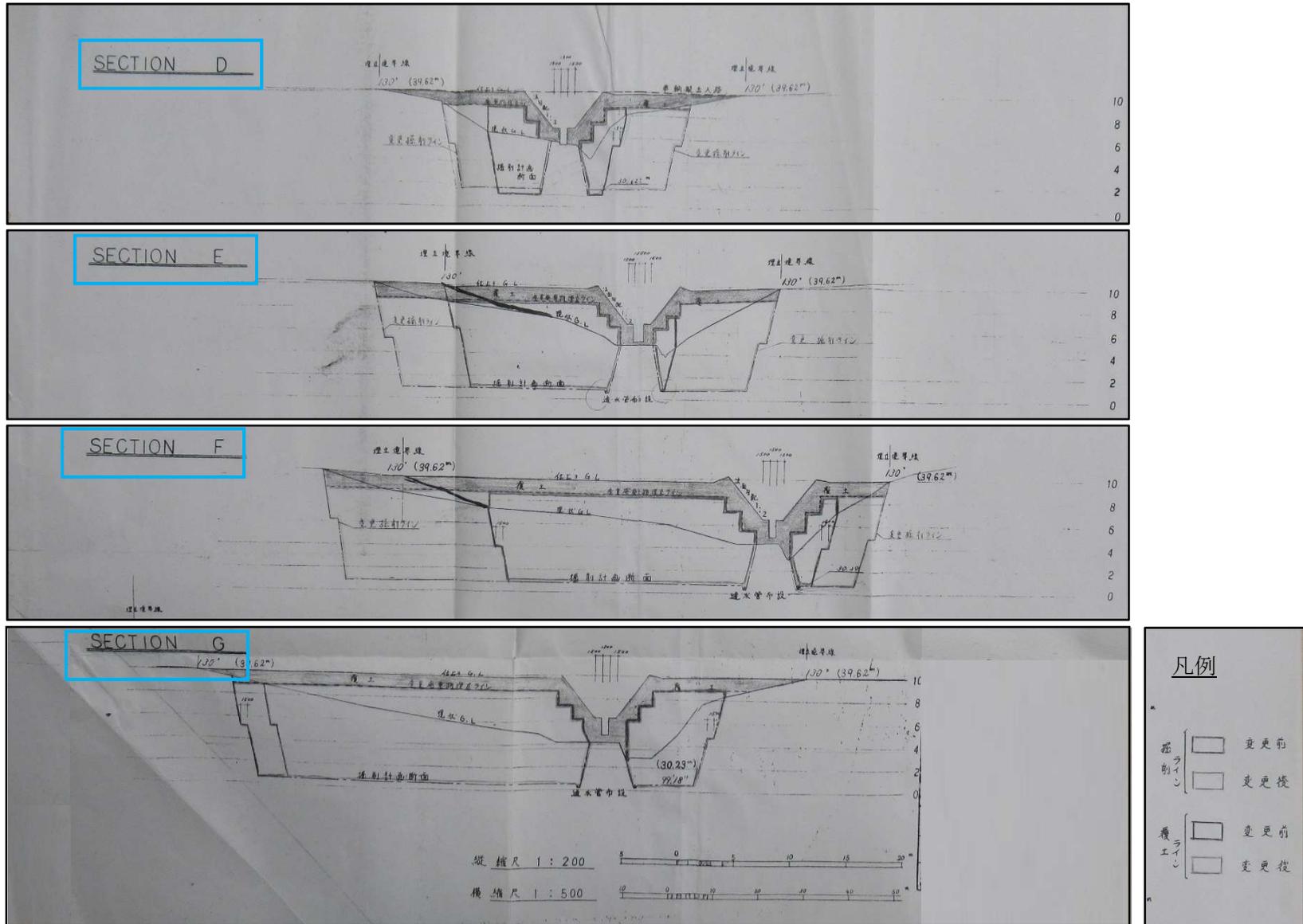


図 17.3 (2) 西側の産業廃棄物最終処分場断面図 (セクション毎の掘削計画断面)

引用：産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (平成 17 年 3 月 30 日受理)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

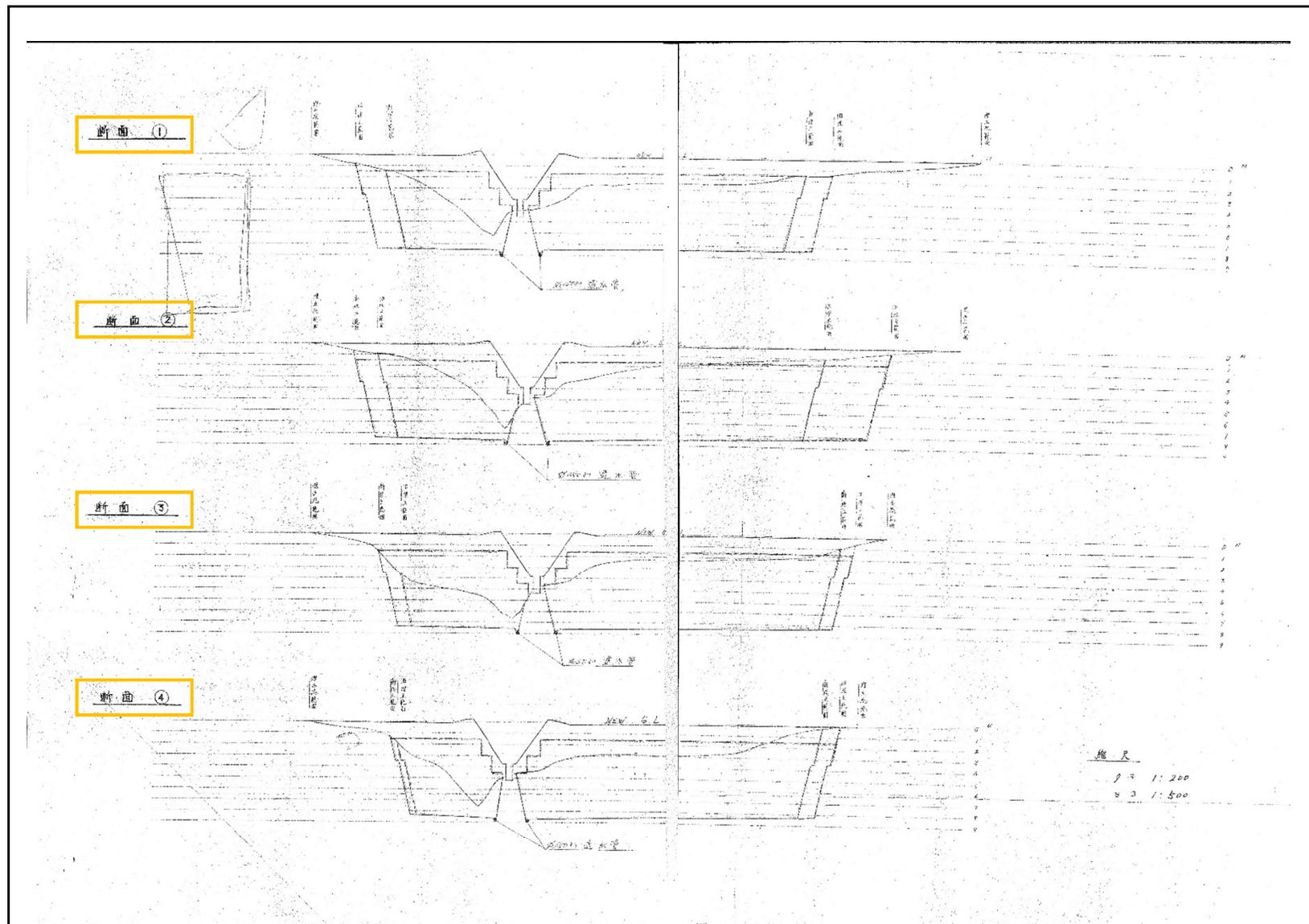


図 17.3 (3) 西側の産業廃棄物最終処分場断面図 (断面図①～④)

引用：産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (平成 17 年 3 月 30 日受理)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

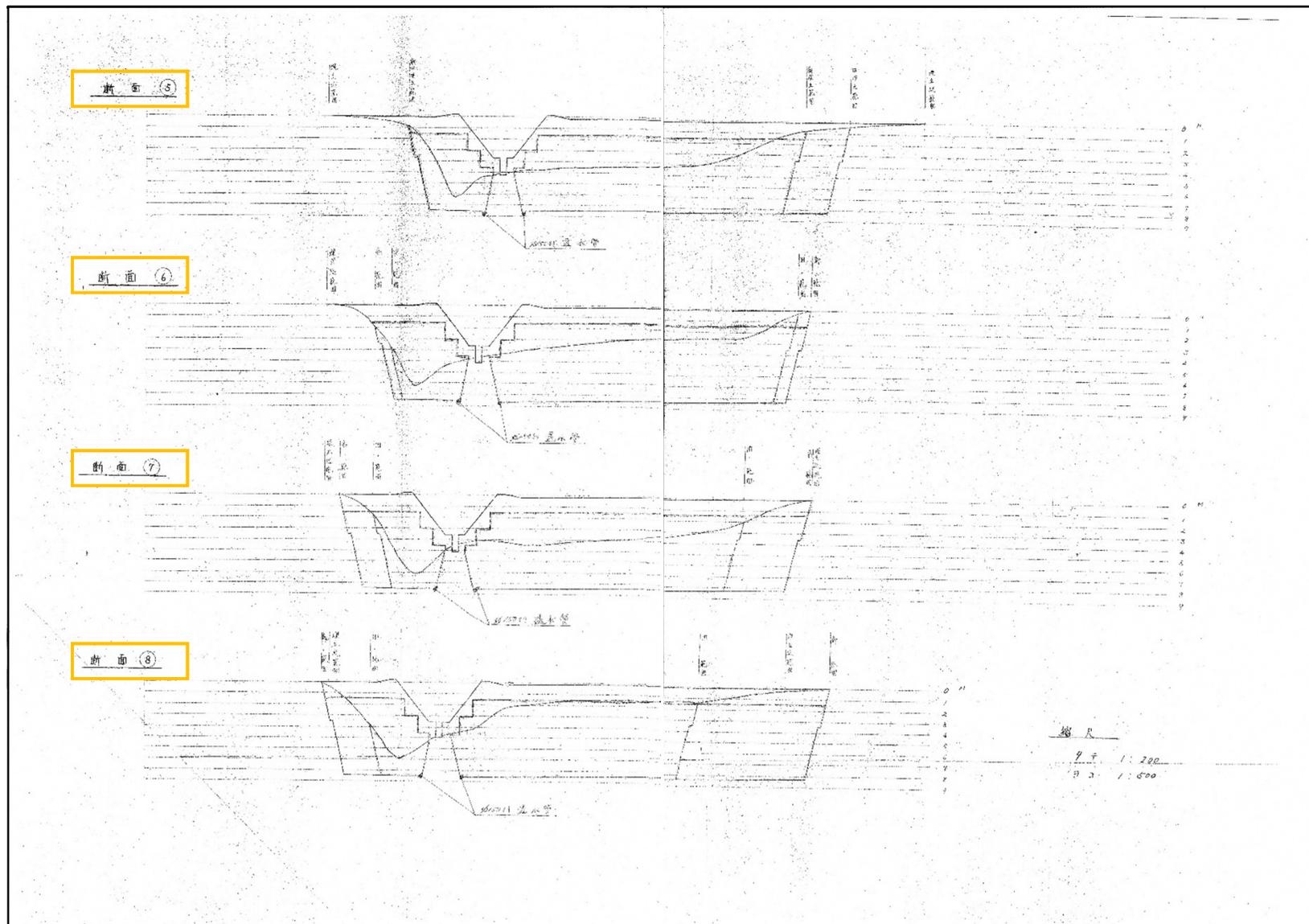


図 17.3 (4) 西側の産業廃棄物最終処分場断面図 (断面図⑤~⑧)

引用：産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (平成 17 年 3 月 30 日受理)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

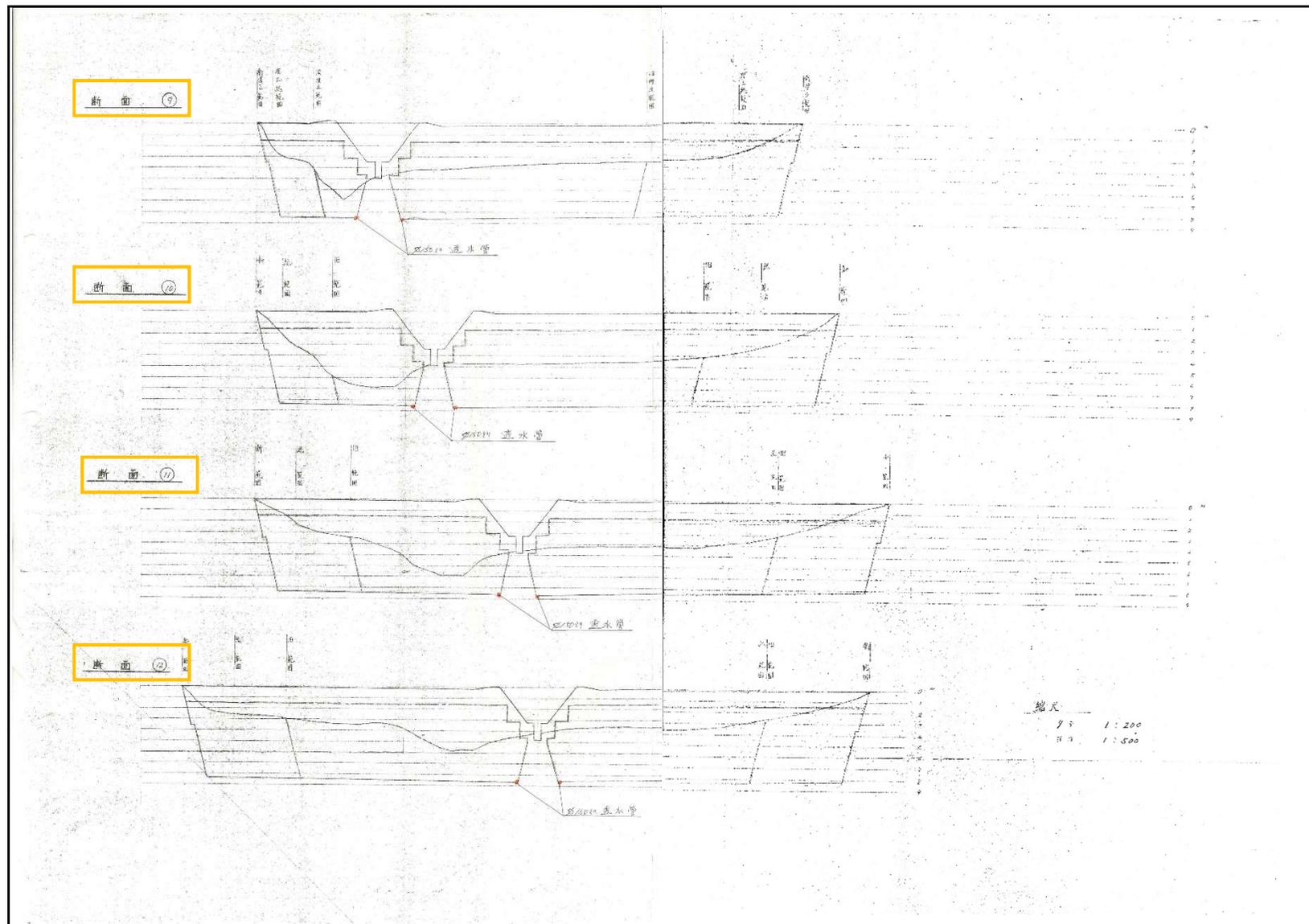


図 17.3 (5) 西側の産業廃棄物最終処分場断面図 (断面図⑨～⑫)

引用：産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (平成 17 年 3 月 30 日受理)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

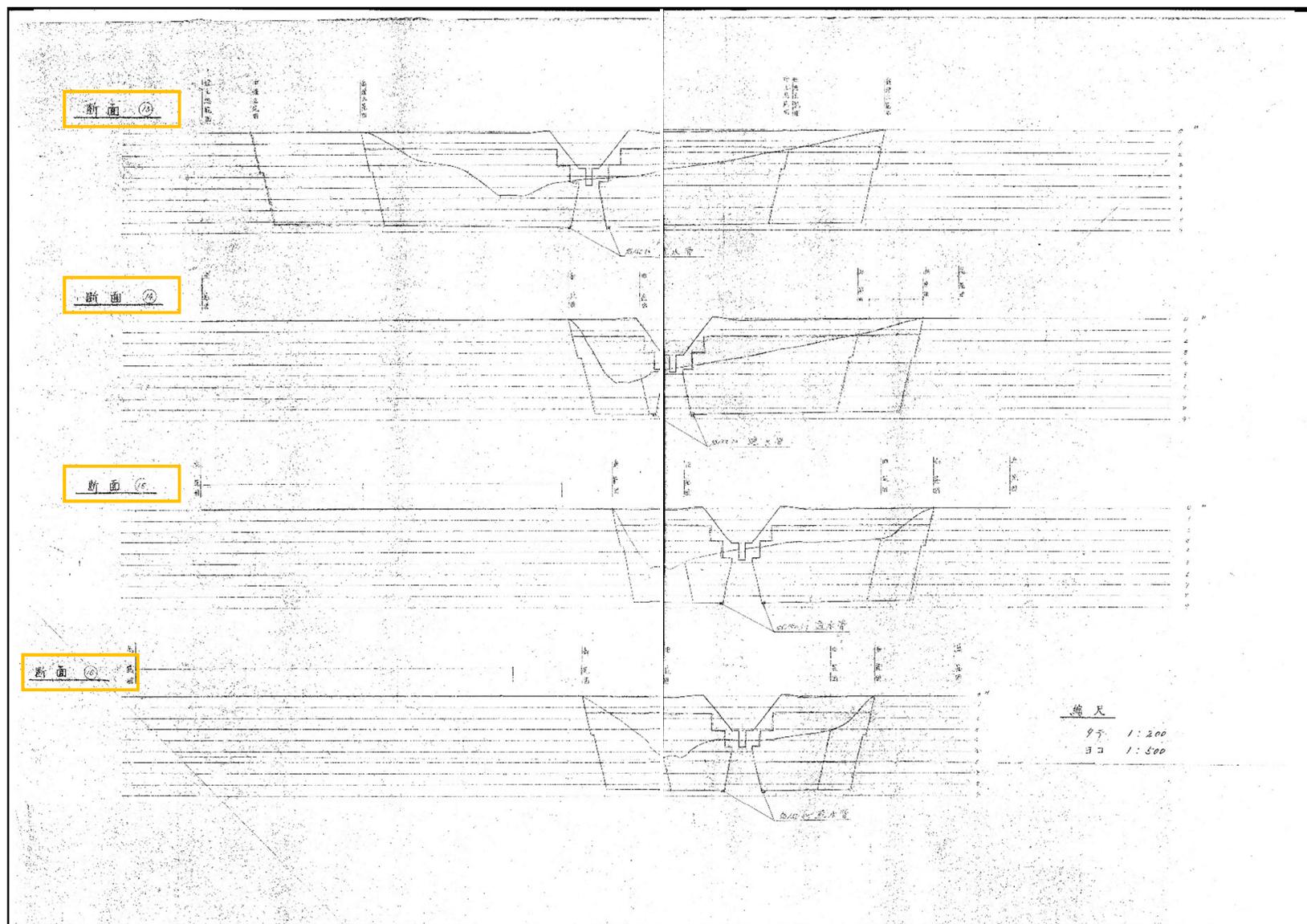


図 17.3 (6) 西側の産業廃棄物最終処分場断面図 (断面図⑫~⑯)

引用：産業廃棄物最終処分場廃止確認申請書 (平成 17 年 3 月 30 日受理)

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

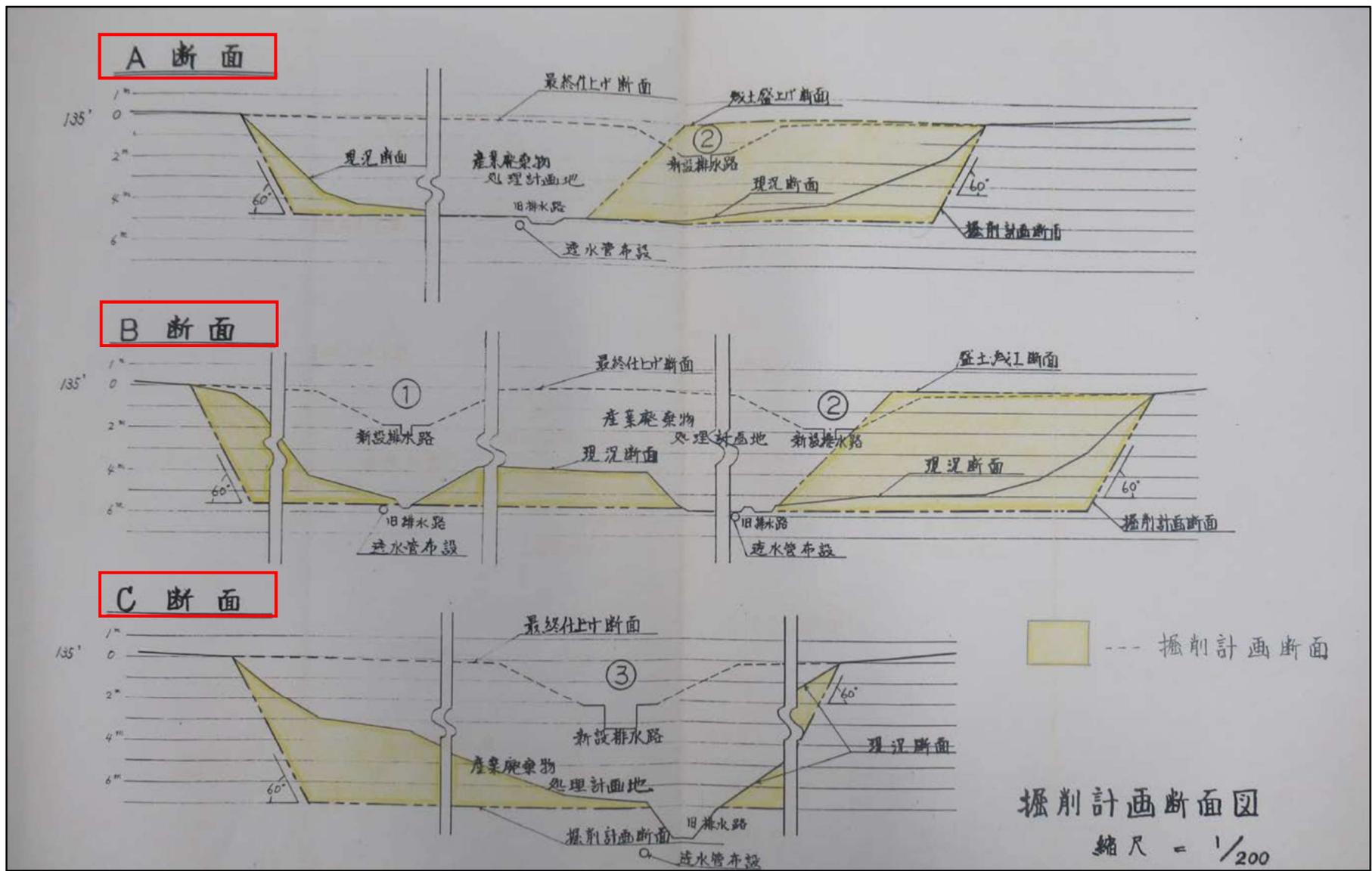


図 17.5 南側の産業廃棄物最終処分場断面図

引用：処理施設変更届（昭和 56 年 3 月 30 日受理）

(3) 産業廃棄物最終処分場に遮水工等がない理由

所管部署に確認したところ、安定型最終処分場として設置されたため、遮水工等はないとのことでした。

(4) 産業廃棄物最終処分場跡地上の水路について設置時期及び設置者

所管部署に確認したところ、水路の設置は、以下の経緯により最終処分場業者が行ったものと考えられるとのことでした。

【西側の産業廃棄物最終処分場 河川（水路）】

昭和 58 年 1 月 31 日に受理した「産業廃棄物処理施設（最終処分場）設置届」に排水路の新設について記載があります。

【南側の産業廃棄物最終処分場 側溝】

昭和 56 年 3 月 30 日に受理した「処理施設変更届」に新設水路を計画した図面があります。さらに、昭和 57 年 10 月に「A 地区排水施設工事計画路」が事業者から提出されています。

(5) 産業廃棄物最終処分場の届け出時期、許可時期、埋め立て開始時期

産業廃棄物最終処分場としての届出年月日、埋立開始年月日は表 17.1 に、産業廃棄物最終処分場の指定区域は、図 17.1 (P7) に示すとおりです。

なお、取り扱われた廃棄物の種類については方法書資料編P資料6にも記載しているほか、土質調査として実施したボーリングの調査結果を方法書資料編P資料8～資料26に記載しています。

表 17.1 産業廃棄物最終処分場について

番号	整理番号	届出年月日	埋立開始年月日	埋立終了年月日	廃止年月日	指定年月日	所在地(代表地番)	面積(m ²)	容量(m ³)	取り扱われた廃棄物の種類
1	2008006	昭和58年1月31日	昭和58年4月22日	昭和62年3月31日	平成17年4月25日	平成20年9月25日	泉区和泉町7910番ないし8174番の一部ほか	33,345	258,455	金属くず・ゴムくず・建設廃材・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・鋳物砂
2	2010003	昭和55年4月21日	昭和55年6月18日	昭和57年12月	昭和60年5月1日	平成22年8月25日	泉区和泉町7910番ないし8174番の一部ほか	24,016	185,274	金属くず・ゴムくず・建設廃材・廃プラスチック類・ガラスくず及び陶磁器くず・鋳物砂

注：当時は届出制であり、許可の行為はない。

資料：「指定区域台帳」（横浜市、令和3年10月調べ）

「旧深谷通信所(26)土壌汚染調査（資料等調査）報告書」（南関東防衛局、平成29年3月）

(6) 廃棄物層のボーリングコアの溶出試験について

令和元年度に実施した土質調査につきましては、施設建築に先立ち実施した産業廃棄物最終処分場跡地部分の地盤の固さ等を把握することを目的に実施した調査であるため、溶出試験は実施していません。

(7) 埋め立て廃棄物の内容について

所管部署に確認したところ、米軍専用の処分場ではなく、民間企業が持ち込んだ産業廃棄物が埋め立てられているとのことでした。

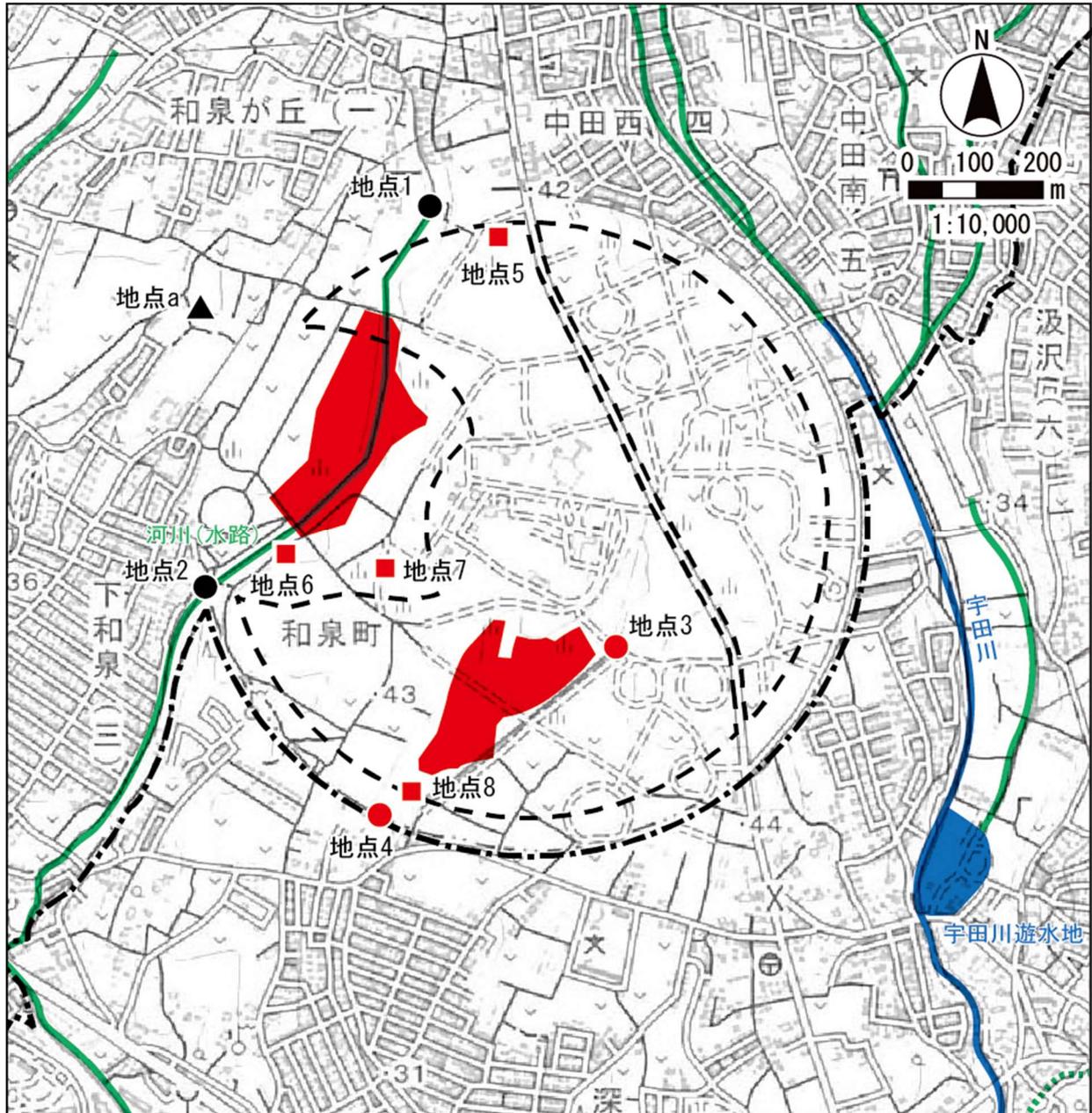
(8) 意見書でご指摘のあった産業廃棄物の埋立位置について

過去の産業廃棄物に関連する資料や土壌汚染に関するボーリング調査結果等について確認し、所管部署への問合せを行いました。現在把握している産業廃棄物最終処分場跡地 2 箇所以外での産業廃棄物の埋め立てに関する資料は存在しておらず、事業者としては、位置の特定は出来ませんでした。

なお、今後、産業廃棄物最終処分場跡地以外に産業廃棄物が確認された場合には、所管部署と協議し、適切に対応して参ります。

18 水質・底質について

土壌汚染概況調査の結果、旧配管下調査で不適合基準であった 43 区画は、P22 に示すとおりです。このうち、40 区画で廃棄物が確認されています。廃棄物が確認された 40 区画は P23 に示すとおりで、南側産業廃棄物最終処分場跡地の範囲と一致します。したがって、水質・底質について、新たな調査地点を設ける必要はなく、水質・底質（地下水の水質：観測井）、安全（有害物漏洩）の調査地点は審査会（令和 3 年度第 18 回）での補足資料 12 番に示した通り、4 地点（地点 5、地点 6、地点 7、地点 8）で実施することとします。



凡 例

┌──┐: 対象事業実施区域 (公園整備事業)

■: 産業廃棄物最終処分場の跡地の指定区域

—: 二級河川

—: その他河川

⋯: 公共下水道

---: 区 境

●: 方法書記載の調査地点 (公共用水域の水質・底質: 河川)

▲: 方法書記載の調査地点 (地下水の水質: 湧水)

●: 追加調査地点 (公共用水域の水質・底質: 側溝等)

■: 追加調査地点 (地下水の水質: 観測井、有害物漏洩)

資料: 「横浜市河川図」(横浜市道路局河川部、平成 23 年 3 月)

図 18.1 水質調査地点

引用: (仮称) 深谷通信所跡地公園整備事業 (仮称) 深谷通信所跡地墓園整備事業環境影響評価方法書に関する補足資料 12 (令和 3 年 12 月)

19 土壌について

(1) 土壌汚染詳細調査の結果について（基準超過の理由、原因）

土壌調査報告書（資料等調査）により、汚染物質の取り扱いが考えられる施設を特定した上で、土壌汚染詳細調査を実施しています。土壌汚染詳細調査により確認された「鉛及びその化合物の含有量」及び「ダイオキシン類」については、汚染が確認された場所に建物等がなく、「鉛及びその化合物の溶出量」については、配管下から確認されましたが、深度 6 m 地点のみ基準超過となりました。これらの確認状況から基準超過原因は不明です。

(2) 土壌汚染詳細調査について（平面的にどの程度のメッシュで行われたか）

土壌汚染概況調査については、「土壌汚染対策法」に基づく調査及び措置に関するガイドラインに基づき、30m メッシュを基準として 5 地点均等混合法により調査を実施し、基準超過が見られた場合、10m メッシュで追加試料を採取の上、土壌分析調査を実施しています。

土壌汚染詳細調査については、概況調査で基準を超過した区画について、方法書の資料 3 ページに示すとおり、10m×10m の格子のメッシュで調査をしています。

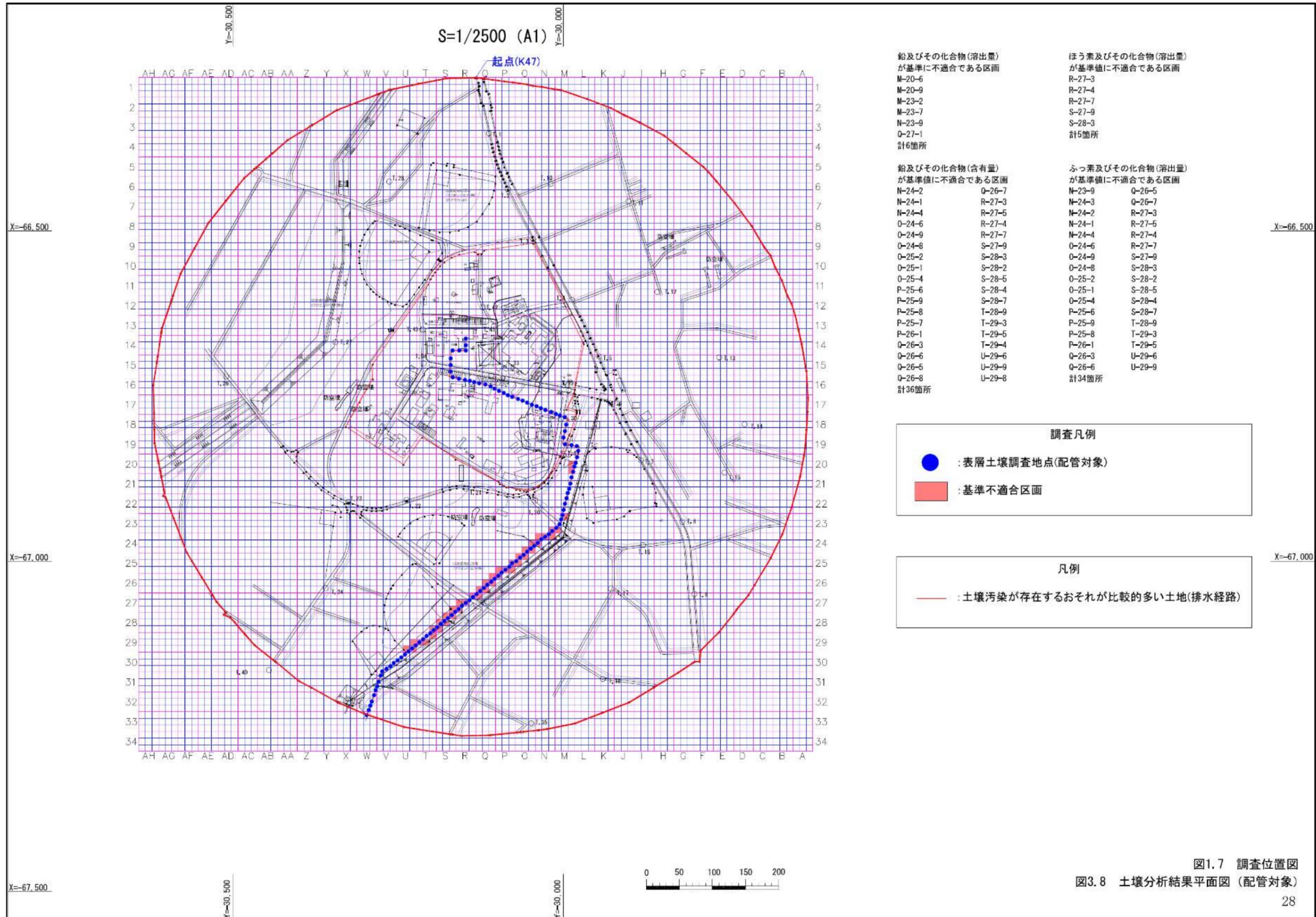
(3) ボーリング調査で廃棄物が確認された 40 区画について

土壌汚染概況調査の結果、旧配管下調査で不適合基準であった 43 区画は、P22 に示すとおりです。このうち、40 区画で廃棄物が確認されています。廃棄物が確認された 40 区画は P23 に示すとおりで、南側産業廃棄物最終処分場跡地の範囲と一致します。

また、ボーリング調査は配管下 50cm の土壌調査を目的として実施されたものであるため、ボーリング柱状図はありませんが、土壌汚染概況調査として含有量と溶出量の試験が行われており、廃棄物が確認された区画では、含有量としては「鉛及びその化合物 (160~2900mg/kg)」が不適合であり、溶出量としては「鉛及びその他の化合物 (0.011~0.043mg/L)」、「ふっ素及びその化合物 (0.82~3.7mg/L)」及び「ほう素及びその化合物 (1.1~4.1mg/L)」が不適合であったとの結果が出ています。なお、基準値(※)は、含有量としては「鉛及びその化合物 (150mg/kg 以下)」、溶出量としては「鉛及びその他の化合物 (0.01mg/L 以下)」、「ふっ素及びその化合物 (0.8mg/L 以下)」及び「ほう素及びその化合物 (1 mg/L 以下)」です。

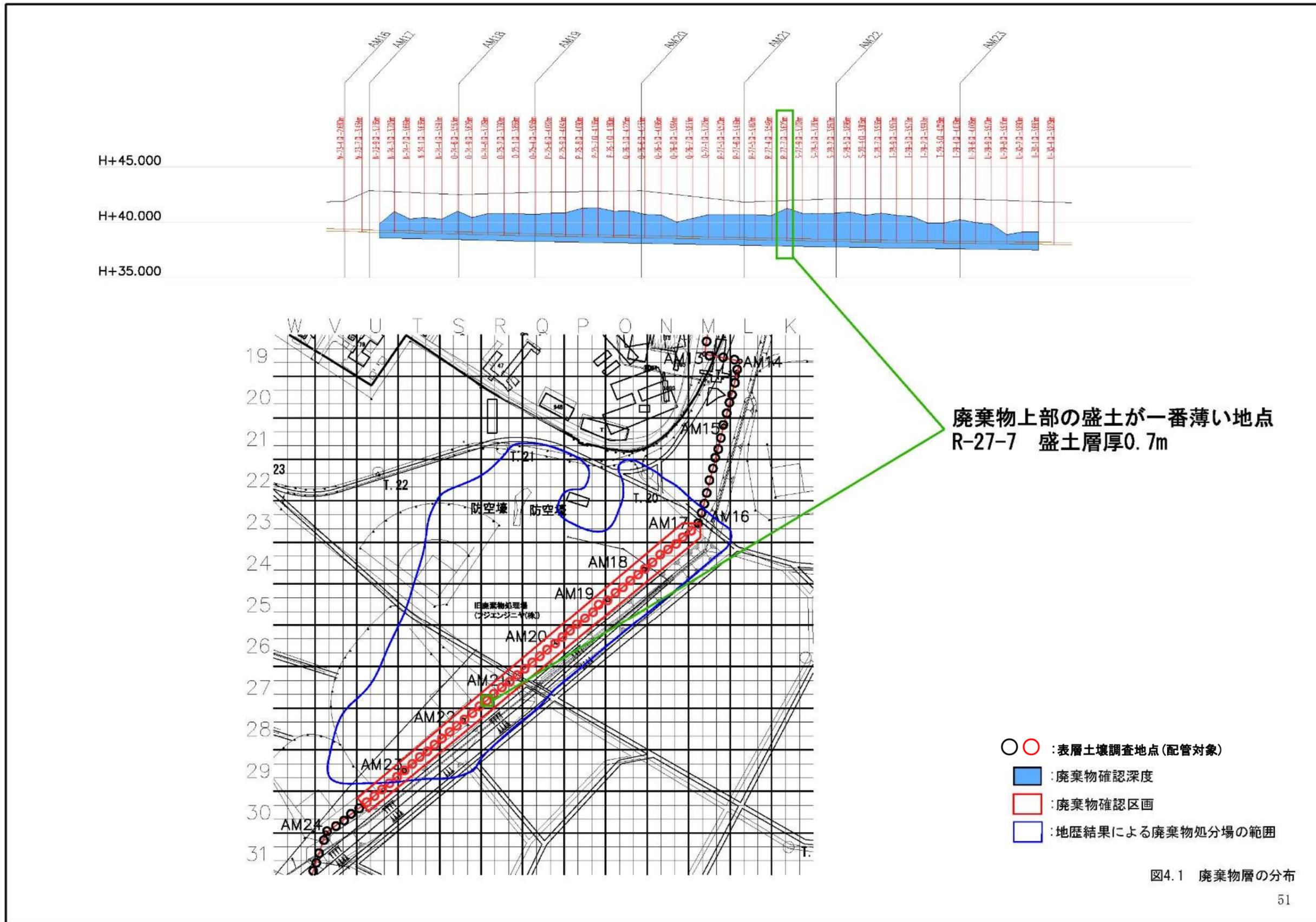
※基準値：「土壌汚染対策法施行規則 別表第四、別表第五」（環境省令第 29 号、平成 14 年 12 月 26 日 最終改正：環境省令第 3 号、令和 3 年 4 月 1 日）

参考情報：土壤分析結果平面図



引用：「深谷 (27) 土壤調査業務報告書 (中央開発株式会社、平成 28 年 3 月)」(防衛省 南関東防衛局)

参考情報：土壌汚染が確認された 40 区画の廃棄物について



引用：「深谷 (27) 土壌調査業務報告書 (中央開発株式会社、平成 28 年 3 月)」(防衛省 南関東防衛局)

(4) 3箇所での土壌汚染と地中から発見された廃棄物の詳細な調査について

土壌汚染調査結果より、土壌汚染が確認された3箇所では土壌汚染物質の種類や汚染されている深度も確認されています。また、届出がなされている産業廃棄物最終処分場跡地については、廃棄物層への掘削は行わず、盛土や整地を主体としています。そのため、工事中や供用時において、周辺への影響の観点から地下水調査等を行います。土壌汚染及び廃棄物そのものについての追加の調査は行う予定はありません。

なお、今後、産業廃棄物最終処分場跡地以外に廃棄物が確認された場合には、所管部署と協議し、適切に対応して参ります。

20 文化財等の選定について

横浜市環境影響評価技術指針（平成28年3月改訂）では、次頁の参考情報にも示すとおり、「文化財等」は以下のように定義されています。なお、意見書でご指摘のあった「東京海軍通信隊戸塚分遣隊の遺構」は、この定義に当てはまりません。

- ・ 有形文化財のうち法や条例で指定された建造物
- ・ 史跡名勝天然記念物のうち貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの
- ・ 史跡名勝天然記念物のうち庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの
- ・ 史跡名勝天然記念物のうち地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの
- ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財

対象事業実施区域には、現時点で上記に該当する文化財及び周知の埋蔵文化財包蔵地の記録はないため、方法書段階では環境影響評価項目に選定しません。

一方で、対象事業実施区域は米軍施設であったことから埋蔵文化財の調査が不足しているため、関係機関と協議のうえ、本事業の工事前に埋蔵文化財の試掘調査を実施し、発掘された場合は、「文化財保護法」に基づき対応します。なお、試掘の時期に関しては現時点でスケジュール等は未定であり、準備書の公表後になる可能性が高いと考えられます。

参考情報：文化財等の定義について

用語の名称 (法令等の根拠、出典)	用語の定義、省略前語句などの説明	
文化財等 (技術指針)	環境影響評価項目で取り扱う文化財等とは次のものをいう。	
重要文化財 (建造物に限る)		文化財保護法第2条第1項第1号の有形文化財のうち建造物であって、同法第27条第1号の規定により重要文化財に指定されたもの
県指定重要文化財 (建造物に限る)		神奈川県文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第4条第1項の規定により県指定重要文化財に指定されたもの
市指定有形文化財 (建造物に限る)		横浜市文化財保護条例第2条第1号の有形文化財のうち建造物であって、同条例第6条第1項の規定により市指定有形文化財に指定されたもの
史跡名勝天然記念物(動物、植物を除く)		文化財保護法第2条第1項第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同法第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定されたもの
県指定史跡名勝天然記念物(動物、植物を除く)		神奈川県文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第31条第1項の規定により県指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの
市指定史跡名勝天然記念物(動物、植物を除く)		横浜市文化財保護条例第2条第4号の記念物のうち動物、植物を除くものであって、同条例第40条第1項の規定により市指定史跡名勝天然記念物に指定されたもの
埋蔵文化財		文化財保護法第93条第1項に規定される周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財
<p>【解説】ここでいう「文化財等」とは、文化財保護法や文化財保護条例で規定される文化財ではなく、環境影響評価項目の対象となる次のものを総称して呼ぶこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有形文化財のうち法や条例で指定された建造物 ・史跡名勝天然記念物のうち貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの ・史跡名勝天然記念物のうち庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの ・史跡名勝天然記念物のうち地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの ・周知の埋蔵文化財包蔵地に包蔵されている埋蔵文化財 		